

**(仮称) 鈴鹿市西庄内町（小峯地区）太陽光発電所用地造成事業に係る
簡易的環境影響評価書に対する三重県知事意見**

(総括的事項)

- 1 本事業は、里山を開発して太陽光発電施設を設置する用地を造成するものである。太陽光発電は、地球温暖化対策を推進するための再生可能エネルギーとして位置付けられているところであるが、本事業の予定地周辺では、太陽光発電施設の造成に伴う自然地の改変が累積的に進んでいることから、事業実施区域内の森林を可能な限り保全するよう検討すること。また、残置した森林を適正に管理して、その質を向上させることや、裸地となる部分を可能な限り少なくする等の措置を講ずることにより、動植物の生息環境を保全すること。

- 2 本事業に対して、環境面や災害面から事業実施を不安視する住民意見、地域住民とのコミュニケーションを求める関係市長意見が提出されていることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」及び「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」等に基づき、地域住民には具体的かつ丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めること。

- 3 本事業計画の内容、環境保全措置等の詳細について検討中の事項が多くみられることから、措置報告書の作成までに事業計画について可能な限り確定させるとともに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した措置報告書を作成すること。
また、準対象事業実施区域、工事時期及び工事用車両の運行ルート等の事業の内容について、簡易評価書及び措置報告書の記載内容からやむをえず変更する場合は、事業者が周辺で計画中の他事業と累積的な影響が生じない計画とすること。

- 4 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。

- 5 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

- 6 本事業により発生する残土の搬出先及び処理方法等について、措置報告書の作成までに可能な限り確定するとともに、詳細を措置報告書に記載すること。
また、残土の保管、搬出等に伴い生じる環境への影響についても予測・評価し、措置報告書に記載すること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音、振動

工事用車両等が早朝や夜間等の時間帯や、周辺住民の生活道路を走行することを避けるよう配慮するとともに、周辺の交通量が短時間に集中することがないように計画すること。また、工事用車両等は、最新の排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動型の車両を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。

2 水質、地下水

ボーリング調査の実施や既存データの収集等により、事業実施区域内の地下水の状況を把握したうえで、上流域からの地下水の流動や湧出量を十分考慮し、十分な容量を確保して調整池の設計を行うとともに、下流域の河川水量、地下水量等に影響を及ぼさないよう努めること。

3 地形及び地質

土砂の崩落及び流出による影響を及ぼさないよう、ボーリング調査の実施や既存データの収集等により、事業実施区域内の地質の特性を把握したうえで、事業終了後も含めて土地の安定性が確保されるよう、必要な措置を検討すること。

4 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

(1) 工事実施前の動植物の現地調査については、措置報告書作成までに実施するよう努めるとともに、重要種の生息が確認された場合は、事業による影響を予測・評価し、必要に応じて保全措置の検討を行うこと。

(2) 森林の伐採は生物多様性に大きな影響を与えることから、その影響を可能な限り回避・低減することを検討したうえで、森林や草地のまま改変せずに残す場所を極力大きくするよう努めるとともに、その範囲を措置報告書に記載すること。

5 陸生動物

事業実施区域及びその周辺で重要な鳥類が確認されていることから、繁殖の可能性のある鳥類が繁殖途中で営巣放棄することのないよう、工事時期の調整等の環境保全措置を検討すること。

6 陸生植物

事業実施区域内に生育するトウゴクサバノオに対する環境保全措置の検討にあたっては、学識経験者等の助言を受けること。

なお、やむをえず移植を行う際には、移植先の場所及び環境並びに新たに環境を創出する場合はその詳細について措置報告書に記載するとともに、移植後の生育環境に十分配慮し、将来にわたって生育環境が維持されるよう適切に管理すること。

7 生態系

(1) 当該地域に生息しているシカ、イノシシ等が外部に移動することによる周辺生態系への影響が懸念されることから、その影響を回避・低減するよう努めること。

(2) 造成森林、法面等の緑化にあたっては、可能な限り在来種を使用する計画とし、学識経験者等の助言を受けたうえで適切に実施すること。

また、周辺で太陽光発電事業を計画又は実施している事業者と連携し、一体的に里山環境を創出できるよう維持管理に努めること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場、景観

東海自然歩道に隣接する区域について、現存する森林を可能な限り残置するとともに、それ以外の場所については造成森林を確保し、東海自然歩道からの景観に対する影響を低減するよう努めること。

9 景観、その他

周辺に住宅が存在することから、それらに対する景観、気温変化及び反射光による影響を低減するため、可能な限り森林を残置するとともに、パネル設置場所の周囲に樹林帯を確保すること。